

さいたま市南区役所 X (旧 Twitter) 運用方針

1 目的

X(旧 Twitter、以下「X (エックス)」という。)※は、携帯端末でも情報を入力でき、その利便性において、行政の展開する事務事業に関する情報を発信していくツールとして有効です。

さいたま市南区役所では、X(エックス)を活用することで情報の発信手段を拡充し、区民をはじめ多くの方が区政情報に触れることができる機会を増やすことを目的とします。

この運用方針は、そのための南区役所 X(エックス)アカウント※の運用に関する事項を定めるものです。

- ☞ 「X(エックス)」は、米国 X Corp. 社の登録商標です。140文字以内の短い文書を投稿(ポスト)して、みんなで共有するサービスです。
- ☞ 「アカウント」とは、コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどを使用するための権利や資格をいいます

2 発信主体及び管理者

発信主体は、さいたま市南区役所(以下「南区役所」といいます。)とし、管理者は南区役所コミュニティ課長(以下「管理者」といいます。)とします。

3 アカウント

ユーザー名※は、「@MinamiSCPR」となります。

アカウント名※は、「さいたま市南区役所」となります。

URLは、「<https://twitter.com/MinamiSCPR>」となります。

- ☞ 「ユーザー名」とは、コンピュータやネットワークに接続する利用者を区別するために、それぞれの利用者に割り当てられた名前をいいます。
- ☞ 「アカウント名」とは、アカウントを取得するときに登録する名前をいいます。

4 運用時間

運用時間(情報を発信する時間)は、開庁日の8時30分から17時15分までとします。

ただし、管理者が必要と判断した場合は、この限りではありません。

5 発信内容

X(エックス)により南区役所から発信する内容（以下「発信内容」といいます。

）は、南区に関する情報を主とする次に掲げるものとします。

- (1) 南区役所が主催し、又は共催するイベントの情報
- (2) 南区役所の施策・事業に関する情報
- (3) 南区役所ホームページの更新情報
- (4) 南区の見どころや名所等に関する情報
- (5) その他管理者が発信を許可した内容の情報

6 返信、フォロー及びリポスト

発信内容に対する書き込み等に対して、個別に返信は行いません。

また、原則としてフォロー※やリポスト※はしませんが、さいたま市（他の区役所を含みます。）、国、地方公共団体、公共交通機関等公共性が高い組織で、管理者が特に必要と認めたときは、この限りではありません。

- ☞ 「フォロー」とは、他のユーザーを指定し、登録することで、その相手の発信内容を自分のホーム画面に自動的に表示させることをいいます。
- ☞ 「リポスト」とは、他のユーザーの発信を自分が再度投稿し、自分をフォローしているユーザーにも共有できるようにすることをいいます。

7 著作権

発信内容にある情報（文章、写真、動画、イラスト、音声等）は、私的使用又は引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた行為を除き、無断で転載することはできません。引用等を行う際は、適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

8 免責事項

発信内容に含まれる情報については、その正確性や完全性を保証するものではありませんので、その情報を用いてユーザーが行う行為やユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル、紛争等が発生した場合、南区役所は一切の責任を負いません。

また、書き込み等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは南区役所に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に利用する権利を許諾したものとし、かつ、

南区役所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

9 その他

X(エックス)の運用に当たり、何らかの理由で不都合等が発生した場合は、予告することなく管理者が運用を中止し、プロフィールや名前、発信内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。

また、この運用方針は、必要に応じて、予告することなく変更する場合があります。

10 施行

この運用方針は、令和2年10月9日から施行します。

この運用方針は、令和6年4月4日から変更します。